法曹人口政策の早期見直しと法曹養成制度の抜本的見直しを求める意見書

平成14年3月、今後我が国の法的需要が増加し続けるとの予想のもと、平成2年まで年間500人程度であった司法試験合格者数を平成22年頃には年間3,000人程度とすること、法科大学院制度を創設し、原則として同大学院の修了を司法試験の受験資格とすることなどを内容とする「司法制度改革推進計画」が閣議決定された。

この閣議決定に基づき、司法試験合格者の増員が行われ、平成19年以降、司法試験合格者数は年間2,000人超で推移したものの、この間、裁判官及び検察官はほとんど増員されなかったことから、弁護士のみが急増することとなった。

弁護士人口の大幅な増加にもかかわらず、訴訟事件が減少傾向にあり、企業や自治体等での雇用など法廷以外への弁護士の進出も予想されたほどに広がりが見られない中、司法修習修了者の法律事務所等への就職難が生じ、実務経験による技能修得の機会が十分に得られない新人弁護士が出現している。また、法科大学院から司法試験合格までの間の学費等の負担が増えている中、司法修習生の給費制が廃止されたことで、法曹養成のための経済的負担が増加している。

この事態を受けて、政府が設置した「法曹養成制度検討会議」は、平成25年6月に、司法試験合格者数を年間3,000人程度とする目標は非現実的として、事実上撤回されている。ところが、平成27年6月11日、内閣官房法曹養成制度改革推進会議の決定案では、少なくとも1,500人程度の司法試験合格者が輩出されるよう必要な取り組みを進めるとして、合格者数の削減に踏み込めていない。

しかしながら、早急に合格者を削減して、就職問題を解決しない限り、既に生じている法曹志望者の減少は一層進む懸念がある。その場合、弁護士だけではなく、検察官や裁判官を含めて、司法が弱体化する危険性が高まっており、「多様な人材を法曹界に」という司法改革の理念の実現をかえって困難にし、市民の権利保護にもとる結果を招く恐れがある。

ついては、国におかれては、国民の利益を適正に確保するため、適正な法曹人口となるよう、法曹養成制度全体を抜本的に見直すよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月7日

衆議院議長	大	島	理	森	殿
参議院議長	Щ	崎	正	昭	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
財務大臣	麻	生	太	郎	殿
総務大臣	高	市	早	苗	殿
法務大臣	上	Ш	陽	子	殿
文部科学大臣	下	村	博	文	殿
内閣官房長官	菅		義	偉	殿